

一般社団法人 鹿児島県剣道連盟 定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人鹿児島県剣道連盟と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

(公告方法)

第 3 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 当法人は、剣道、居合道及び杖道（以下「剣道など」という。）の振興と普及に努め、これによって、鹿児島県民の体力の向上と武道精神の涵養を図り、併せて加盟団体、友好団体及び関係者相互間の親睦融和に資することを目的とする。

(事業)

第 5 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 剣道などに関する調査、研究、指導、広報並びに資料収集等
- (2) 剣道などの段位（五段以下）の審査及び称号の推薦申請と登録及び付与
- (3) 各種大会、講習会等の開催及び人材の育成強化
- (4) 古武道及び武道に関する文化の保存
- (5) 関係官庁及び関係団体との連絡並びに協力
- (6) 功労者の表彰及び慶弔慰
- (7) 加盟団体の強化、発展及び相互連絡
- (8) 鹿児島県外で開催される剣道などの大会、講習会等への当法人役員、選手及び受講者等の派遣
- (9) その他前条の目的達成に必要と認める事項

第3章 会 員

(会員区分)

第 6 条 当法人は、次に掲げる会員によって構成され、代表会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 代表会員 鹿児島県下の地域で組織された剣道などの団体に所属し、当該団体から選出された18歳以上の一般会員
- (2) 一般会員 鹿児島県下の地域で組織された剣道などの団体に所属する個人であって、当法人の目的及び事業に賛同して入会した者
- (3) 団体会員 鹿児島県下の地域で組織された剣道などの団体であって、当法人の目的及び事業に賛同して入会した団体
- (4) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を後援する個人又は団体

(会員資格取得)

第 7 条 当法人の代表会員、団体会員及び賛助会員として入会しようとする個人又は団

体は、理事会が別に定める規則に従って申し込みを行い、その承認を受けなければならない。

2 当法人の一般会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会規則に従って申し込みをすることにより、その資格を取得する。

(会員の権利及び義務)

第 8 条 当法人の会員は、当法人が主催する大会及び講習会等に参加することができ、剣道などの振興と普及に協力しなければならない。

(会費)

第 9 条 第 6 条第 2 号に定める一般会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 10 条 当法人の会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、いつでも退会することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 11 条 当法人の会員が、次のいずれかに該当する場合は、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 12 条 当法人の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散などにより消滅したとき
- (3) 第 9 条の義務を 3 年以上履行しなかったとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 全ての代表会員が同意したとき

第 4 章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、全ての代表会員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事（以下「会長」という。）が招集する。

- 2 総代表会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代表会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした代表会員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 前項に規定による請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代表会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代表会員の議決権の過半数を有する代表会員が出席し、出席した当該代表会員の議決権の過半数をもって行う。この場合棄権票は議決数に含むものとし、相対的多数決は行わない。ただし、特定の議案について特別利害関係を有する者は議決権を有しないものとし、議決数にも含まない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (6) 基本財産の処分
 - (7) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない代表会員は、同一の団体内の他の会員（代表会員又は一般会員に限る。）を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代表会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(理事などの選任の特例)

第21条 任期途中で理事又は監事に事故が生じて職務遂行が困難になった場合で、かつ、当該理事又は監事の交代が必要となった場合は、例外的に、当該理事又は監事の解任及び交代する理事又は監事を選任について、代表会員による書面又は電磁的方法による議決権の行使のみによる社員総会の決議によってこれを行うものとする。この場合、総代表会員の議決権の過半数を有する代表会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使し、その行使された議決権の過半数をもって決議する。行使された議決権が棄権の場合でも議決数に含むものとし、この場合相対的多数決は行わない。

- 2 前項の社員総会の招集方法については、書面又は電磁的方法による議決権行使を認める社員総会の招集についての一般法人法及びその他の法令の定めに従って招集手続きを行う。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は代表会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、代表会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が代表会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、代表会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び社員総会の場で代表会員の中から指名された議事録署名者2名がこれに署名押印をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第24条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める社員総会に関する規則による。

第5章 役員

(役員)

第25条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事18名以上35名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 理事のうち、3名以内を副会長とする。

4 理事のうち、1名を専務理事とする。

5 理事のうち、若干名を常任理事とする。

6 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、第4項の専務理事及び第5項の常任理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、選任時に満78歳以上の者を選任することはできない。理事及び監事の再任についても同様とする。

2 代表会員は、理事及び監事を兼ねることができない。

3 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは会長の職務を代行する。なお、職務代行を行う副会長の順位については、理事会であらかじめ決議する。

4 専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第25条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、

新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 理事及び監事は、再任することができる。ただし、その任期満了時に満78歳以上である理事及び監事は、再任することができない。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

- 3 理事会が第1項第5号により制定、変更又は廃止した規則については、社員総会による承認を経なければ、その効力は生じない。

(開催)

第35条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度年1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事から、一般法人法第101条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。議長を行う副会長の順位については、理事会であらかじめ決議する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事の理事会の出席及び理事会の決議における議決権行使は、いずれも代理行使できない。

- 4 理事会の決議において、議長は、原則として、理事として議決に加わることができない。ただし、可否同数の場合は、例外的に議長が裁決権を行使するものとする。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、会長及び監事がこれに署名押印をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第42条 理事会の運営に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会に関する規則による。

第7章 委員会

(委員会)

- 第43条 会長は、当法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

- 第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員（以下「事務局職員」という。）を置く。
 - 3 事務局職員は、会長が任免し、理事会に報告する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局職員の給与)

第45条 事務局職員には、理事会が別に定める規程に基づいて給与を支給する。

第9章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金を引き受ける者の募集をすることがで

きる。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拋出者の権利)

第48条 基金の拋出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第50条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第51条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第53条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 定款の変更、合併及び解散など

(定款の変更)

第54条 この定款は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(合併など)

第55条 当法人は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第56条 当法人は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第58条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附 則

(最初の事業年度)

第59条 当法人の設立初年度の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

(設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事)

第60条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事並びに設立時副会長、設立時専務理事、設立時常任理事は、次のとおりとする。

設立時理事	野村 良三	田島 誠	川畑 文雄	松下 悦郎
	牛濱 求	東中尾 修	菅付 進一	和田 修一
	惣福脇 勝義	前薊 武大	烏帽子 泰久	田原 裕二
	下橋 和彦	大山 健	川内 辰一郎	平石 英明
	稲付 憲一	中森 均	村井 美羽	大野 洋一
	精野 悟孝	吉村 浩人	川田 和紀	内倉 康孝
	浦島 哲志	津曲 隆宏	南田 龍一郎	上四元 剛
	河野 恵子	日高 ひとみ		

設立時代表理事 (設立時会長) 野村 良三

設立時監事 寺地 正吉 西田 忠正

設立時副会長 田島 誠 川畑 文雄 松下 悦郎

設立時専務理事 牛濱 求

設立時常任理事 東中尾 修 菅付 進一 和田 修一

惣福脇 勝義 前薊 武大 烏帽子 泰久

田原 裕二 下橋 和彦 大山 健 川内 辰一郎

平石 英明

(設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事の任期)

第61条 当法人は、当法人の設立後令和8年6月30日までに臨時社員総会を開催し、前条の設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事の任期は、当該社員総会の終結時までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第62条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 鹿児島県霧島市隼人町姫城2717番地6

設立時社員 野 村 良 三

住 所 鹿児島市田上台一丁目5番3号

設立時社員 牛 濱 求

(法令の準拠)

第63条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人鹿児島県剣道連盟設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和8年3月24日

設立時社員 野 村 良 三

設立時社員 牛 濱 求